

第76回3級 リテールマーケティング(販売士)検定試験施行要領

1. 施行日時

平成27年7月11日(土曜日) 受験上の説明 午前9時30分より開始
試験開始 受験上の説明終了後

2. 場 所

下関商工会館 3階 (下関市南部町21-19)

3. 試験の科目および内容

筆記試験は、「小売業の種類」「マーチャンダイジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」の5科目をマークシート方式により制限時間100分で行います。

4. 試験の一部免除

(1)「販売・経営管理」試験免除者について

- ① 所定の3級販売士養成講習会を修了・予備試験を合格した方
- ② 中央機関指定の3級販売士養成通信教育講座で全過程を履修しスクーリングを修了した方

(2)「商業経済検定試験」合格者の免除科目について

販売士検定試験3級の免除科目は、次の通りです。

商業経済検定試験合格科目	販売士3級検定試験免除科目
・ビジネス基礎 ・マーケティング (2科目合格)	・マーケティング (1科目免除、試験時間は <u>80分</u>)
・ビジネス基礎 ・マーケティング ・商品と流通、国際ビジネス、経済活動と法、ビジネス経済Aの4科目のうちいずれか1科目 (3科目合格)	・マーケティング ・販売・経営管理 (2科目免除、試験時間は <u>60分</u>)

※当該免除者は申込み時にそれぞれ所定の証明書を提出してください。

※当免除は科目免除の資格取得をして施行直後2回の試験に適用します。

「商業経済検定試験」と同一年度に施行する3級試験(2月実施)は除きます。

5. 受験資格

制限はありません

6. 受験料

4,120円(税込) (受験を取り消されても返却いたしません。)

7. 受験申込み方法

申込期間

平成27年5月25日(月)～平成27年6月19日(金)

別紙申込書に受験料を添えて下関商工会議所振興部へお申込みください。

8. 合格の判定

各科目100点をもって満点とし、その得点が平均して70点以上と判断された方を合格としますが、50点に満たない科目がある場合は不合格となります。

9. 合格の発表

合格者の発表は平成27年7月31日(金)下関商工会議所ホームページ <http://www.shimonoseki.cci.or.jp/>に掲載します。

10. 合格証書

合格者には、日本商工会議所より合格証書、認定証(カード)を授与します。

【合格証書・認定証交付日】 8月21日(金)

① 交付方法

交付日より受験票と身分証明書を持参し、本所へお越しください。受験票と引換でお渡しします。

[受付時間] 平日(月～金曜日) 8:30～17:30

* (注) ・ご本人以外へのお渡しはできません。

・窓口での引換ができない方は郵送サービスも承っておりますので、試験申込時にお申し込みください。

* 合格証書・認定証・成績表郵送サービス：540円

② 交付期間

合格証書、認定証の交付期間は交付日より6か月となります。

* (注) ・交付期間経過後あるいは紛失、受験時によるご自身の記載誤り等による合格証書・認定証の再発行は有料となります。

11. 注意事項

(1) 申込書は、本人直筆でご記入下さい。

(2) 受験当日持参するもの

① 受験票 ② 黒鉛筆(HBまたはB)及び消しゴム ③ 計算用具

④ 身分証明書(運転免許証・パスポート・学生証など氏名・生年月日・顔写真で確認できるもの)

主催 日本商工会議所・全国商工会連合会・下関商工会議所
後援 経済産業省・中小企業庁

本検定試験に関するお問合せは
下関商工会議所 振興部
〒750-8513 下関市南部町21番19号
電話 (083) 222-3333

リテールマーケティング（販売士）検定試験問題の科目及び内容（3級）

科 目	内 容	制限時間
小売業の種類	1. 流通における小売業の基本的役割 2. 業界別流通経路の基本的役割 3. 形態別小売業の基本的役割 4. 店舗形態別小売業の基本的役割 5. チェーンストアの基本的役割 6. 商業集積の基本的役割としくみ	20分
マーチャンダイジング	1. 商品の基本知識 2. マーチャンダイジングの基本 3. 商品計画の基本 4. 販売計画および仕入計画の基本的役割 5. 在庫管理の基本的役割 6. 販売管理の基本的役割 7. 価格設定の基本的考え方 8. 利益追求の基本知識	20分
ストアオペレーション	1. ストアオペレーションの基本的役割 2. ディスプレイの基本的役割 3. 作業割当の基本的役割 4. 人的販売の基本的考え方	20分
マーケティング	1. 小売業のマーケティングの基本的考え方 2. 顧客管理の基本的役割 3. 販売促進の基本的役割 4. 商圏の設定と出店の基本的考え方 5. 売場づくりの基本的考え方	20分
販売・経営管理	1. 販売員の基本業務 2. 販売員の法令知識 3. 販売事務と計数管理の基本的知識 4. 売場の人間関係 5. 店舗管理の基本的役割	20分

注) 科目免除者の試験時間は次のとおり。試験開始からそれぞれの試験時間経過後に受験者を退出。

- ・「販売・経営管理」科目免除者 80分
- ・「マーケティング」科目免除者 80分
- ・「マーケティング」科目及び「販売・経営管理」科目免除者 60分

「受験者への連絡・注意事項」

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および検定試験に関する連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

第 76 回 リテールマーケティング（販売士）検定試験 3級 申込書

（施行日 平成 27年 7月 11日）

※申込書への記入は、原則として受験者本人の自筆とする。★印は必須記入項目。

フリガナ					★性 別	
★氏 名	姓		名		男：1	
					女：2	
★生 年 月 日	19	年	月	日生	(歳)
★フリガナ 現 住 所 フリガナ	〒		★電話			
学 校 名 ま た は 勤 務 先 等	(名称)			所属部課名または学年		販売士 合格バッジ
	(所在地) 〒			電 話 番 号		記載の「受験者への連絡・注意事項」を 承諾し、受験申し込みいたします。
職業別分類 (あてはまる数字を 記入してください)	1：百貨店 2：スーパーマーケット 3：総合品ぞろえスーパー 4：専門店チェーン 5：コンビニエンスストア 6：一般小売業 7：その他小売業 8：卸売業 9：製造業 10：大学生 11：短大生 12：専門・各種学校生 13：高校生 14：サービス業・飲食業 15：コンサルタント業 16：無職 17：その他					
★免除科目 該当する免除科 目および免除条 件に○印を付け てください	販売・経営管理	イ. 3級販売士養成講習会修了者 (主催者名)		修了証明書番号)
	マーケティング	ロ. 3級販売士養成通信教育講座修了者 (主催者名)		修了証明書番号)
		ハ. 商業経済検定試験合格者 (合格科目名)		合格証書番号)

合格証書・認定証・成績表郵送サービス(540円)を利用されますか。 はい いいえ

団体名

試 験 会 場	受 験 番 号	合 格 証 書 番 号	合 ・ 否

下関商工会議所

(注)試験に合格されますと販売士として登録されますが、データベース・システムの都合上、氏名・住所はJIS(日本工業規格)漢字コードの第1水準・第2水準の文字でのみ登録が可能です。つきましては、氏名・住所に第1水準・第2水準以外の文字(例：「高(はしごだか)」「崎(たちさき)」など)が含まれる場合は、第1水準・第2水準の文字(例：「高」「崎」といった文字、またはカタカナ)で当該欄にご記入くださいますようお願い申し上げます。合格証書、認定証(カード)、郵便物の宛先も第1水準・第2水準の文字での表記となります。

なお、第1水準・第2水準以外の文字でのご記入があった場合には、事務局にて第1水準・第2水準の文字に変更して登録いたしますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。